

クラウドバンク匿名組合約款
2019年4月5日改定（同日施行） 新旧対照表

（改定箇所には下線を付しております。）

改定前	改定後
<p>第2条（定義）</p> <p>(1)～(8)（省略）</p> <p>(9) 「借入希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付を行う場合に、当該貸付を受けることを希望する者をいいます。「借入希望者」には当社及び日本クラウド証券は含まれませんが、当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令59号。以後の改正を含みます。以下、本約款において同様とします。）に規定する子会社および関連会社をいいます。）及び日本クラウド証券の関係会社を含むものとします。</p> <p>(10)（省略）</p> <p>(11) 「対象債権」とは、本事業の遂行のために、(i)本営業者が借入希望者に対して実行した貸付に基づく貸付債権又は(ii)本営業者によって譲渡希望者から取得された貸付債権をいい、対象債権に係る債務者を「融資先」といいます。</p> <p>(12) 「主要な融資先に係る対象債権」とは、対象債権のうち、本営業者が当該投資ポジションにおいてあらかじめ本匿名組員に対して(i)英数字を組み合わせた融資先を特定する符号、(ii)その資金使途、(iii)担保、(iv)保証の有無及び(v)その他の概要を示して説明したものをいい、その債務者を「主要な融資先」といいます。</p> <p>(13) 「対象債権の取得」とは、(i)本営業者が借入希望者に対して貸付を実行し、(ii)提携貸金業者等（当社又は当社が認める第三者であって当社と提携する国内外の貸金業者又は金融機関をいいます。）が当該借入希望者に対して実行した貸付に基づく債権を譲り受け、(iii)当社若しくは当該提携貸金業者が発掘した譲渡希望者から貸付債権を譲り受け、又は(iv)他の投資ポジションに属する対象債権を当該投資ポジションに帰属させることをいいます。但し、対象債権の取得には、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号、その後の改正を含みます。）第2条第2項に定める「債権管理回収業」に該当するものを含まないものとします。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>(1)～(8)（現行どおり）</p> <p>(9) 「借入希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付を行う場合に、当該貸付を受けることを希望する者をいいます。「借入希望者」には当社及び日本クラウド証券は含まれませんが、当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令59号。以後の改正を含みます。以下、本約款において同様とします。）に規定する子会社及び関連会社をいいます。）及び日本クラウド証券の関係会社を含むものとします。</p> <p>(10)（現行どおり）</p> <p>(11) 「対象債権」とは、本事業の遂行のために、(i)本営業者の独自の判断によって借入希望者に対して実行された貸付に基づく貸付債権又は(ii)本営業者の独自の判断によって譲渡希望者から取得された貸付債権をいい、対象債権の債務者を「融資先」といいます。</p> <p>(12) 「主要な融資先に係る対象債権」とは、対象債権のうち、本営業者が日本クラウド証券を通じて当該投資ポジションにおいてあらかじめ本匿名組員に対して当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションについて出資された出資金の2分の1を超える額（出資金の全額である場合を含みます。）をもって取得する旨を示して説明したものをいい、その債務者を「主要な融資先」といいます。</p> <p>(13) 「対象債権の取得」とは、本営業者がその独自の判断で(i)借入希望者に対する条件（金額、金利、資金使途等を含みます。）を決定して借入希望者に提示したうえで貸付を実行し、(ii)提携貸金業者等（当社又は当社が認める第三者であって当社と提携する国内外の貸金業者又は金融機関をいいます。）が当該借入希望者に対して実行した貸付に基づく債権を譲り受け、(iii)当社若しくは当該提携貸金業者が発掘した譲渡希望者から貸付債権を譲り受け、又は(iv)他の投資ポジションに属する対象債権を当該投資ポジションに帰属させることをいいます。但し、対象債権の取得には、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号、その後の改正を含みます。）第2条第2項に</p>

改定前	改定後
<p>(14) 「投資ポジション」とは、日本クラウド証券がその募集の取扱いにあたり、本匿名組合において当社を営業者として、複数の対象債権の全部又は一部の組合せによって構成されることを予定して本匿名組合員に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、主要な融資先に係る対象債権の概要（その資金使途、担保又は保証の有無等を言いますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募り、本営業者が運用を行う出資対象事業の一部をいいます。</p> <p>(15)～(25) (省 略)</p> <p>第5条 (遵守すべき事項)</p> <p>本匿名組合員は、本営業者との間で行う本匿名組合に関する取引について、国内外の諸法令等、自主規制機関の定める規則等のうち匿名組合持分の取得、保有又は譲渡等に関連する条項に従うものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6条 (本事業)</p> <p>1.・2. (省 略)</p> <p>3. 本匿名組合員は、本営業者による本事業の運営に関与しません。本匿名組合員は、本契約に定める場合を除き、本事業を執行する権利、本事業に関して意思決定をする権利、本営業者を代理するその他本事業に関するいかなる権利も持たないものとします。本匿名組合員は、本事業に関してのみ本営業者に対し権利を持つものであり、本営業者の本事業以外の資産、利益、権利について何らの権利を持つものではないものとします。</p>	<p>定める「債権管理回収業」に該当するものを含めないものとします。</p> <p>(14) 「投資ポジション」とは、日本クラウド証券がその募集の取扱いにあたり、本匿名組合において当社を営業者として、<u>一の対象債権の全部若しくは一部又は複数の対象債権の全部若しくは一部の組合せによって構成されることを予定して本匿名組合員からの出資を募り、本営業者が運用を行う出資対象事業の一部をいいます。</u></p> <p>(15)～(25) (現行どおり)</p> <p>第5条 (遵守すべき事項)</p> <p>1. 本匿名組合員は、本営業者との間で行う本匿名組合に関する取引について、国内外の諸法令等、自主規制機関の定める規則等のうち匿名組合持分の取得、保有又は譲渡等に関連する条項に従うものとします。</p> <p>2. <u>本匿名組合員は、本事業に関連して融資先（本条及び第19条1項第4号においては、対象債権について保証契約が締結されている場合の保証人及び物上保証契約が締結されている場合の物上保証人を含むものとします。）に対して直接 接触することが禁止されます。また、本匿名組合員は、本事業に関連して融資先に直接接触した場合、貸金業法に違反するおそれのあることを確認し、融資先に直接接触したことで本匿名組合員に損失が生じたとしても、本匿名組合員は本営業者又は日本クラウド証券に対し何らの責任を追及する権利を持たないものとします。</u></p> <p>3. <u>本匿名組合員は、本事業に関連して融資先から本匿名組合員に直接 接触があった場合、その旨を本営業者及び日本クラウド証券に対し速やかに通報するものとします。</u></p> <p>第6条 (本事業)</p> <p>1.・2. (現行どおり)</p> <p>3. 本匿名組合員は、本営業者による本事業の運営（<u>貸付けに関する業務を含みますがこれに限られません。</u>）に関与しません。本匿名組合員は、本契約に定める場合を除き、本事業を執行する権利、本事業に関して意思決定をする権利、本営業者を代理するその他本事業に関するいかなる権利も持たないものとします。本匿名組合員は、本事業に関してのみ本営業者に対し権利を持つものであり、本営業者の本事業以外の資産、利益、権利について何らの権利を持つものではないものとします。</p>

改定前	改定後
<p>4. 出資金を含む本財産の一切は本営業者に帰属するものとし、本事業に関して負担する第三者に対する義務及び債務は、本営業者のみが負担するものとします。</p> <p>5. (省 略)</p> <p>第9条 (業務の遂行)</p> <p>1. 本営業者は、払込期日(投資ポジション毎)後速やかに、当該投資ポジションの運用として、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションについて出資された出資金の2分の1を超える額をもって、主要な融資先に係る対象債権の取得を行います。また、本営業者は、主要な融資先に係る対象債権の全部が債務者、保証人又は担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、若しくは他の投資ポジションによって取得される日又は当該投資ポジションの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、主要な融資先に係る対象債権を保有することで当該投資ポジションの運用を継続するよう努めます。但し、当該投資ポジションの運用期限が到来する日において主要な融資先に係る対象債権に係る債務者、保証人又は担保提供者から返済期日までの主要な融資先に係る対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。</p> <p>2. 本営業者は、<u>その裁量により</u>、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションに出資された出資金の2分の1未満の額をもって、本匿名組合員が選択した投資ポジションの主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権の取得を行うことができるものとし、本匿名組合員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。</p> <p>3.~11. (省 略)</p> <p>第9条の2 (任意運用型投資ポジションの特則)</p> <p>1. 「任意運用型投資ポジション」とは、本匿名組合において当社が営業者として、本匿名組合員に対し、<u>主要な融資先に係る対象債権を特定せず本営業者が対象債権の取得及び処分をその裁量で任意に決定できる旨、目標金額、募集期間、運用予定期間その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募り運用を行う出資対象事業の一部をいいます。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>4. 出資金を含む本財産の一切は本営業者に帰属するものとし、本事業に関して負担する第三者に対する義務及び債務<u>(貸付けに関する権利及び義務を含みますがこれに限られません。)</u>は、本営業者のみが負担するものとします。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>第9条 (業務の遂行)</p> <p>1. 本営業者は、払込期日(投資ポジション毎)後速やかに、当該投資ポジションの運用として、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションについて出資された出資金の2分の1を超える額<u>(出資金の全額である場合を含みます。)</u>をもって、主要な融資先に係る対象債権の取得を行います。また、本営業者は、主要な融資先に係る対象債権の全部が債務者、保証人又は担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、若しくは他の投資ポジションによって取得される日又は当該投資ポジションの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、主要な融資先に係る対象債権を保有することで当該投資ポジションの運用を継続するよう努めます。但し、当該投資ポジションの運用期限が到来する日において主要な融資先に係る対象債権に係る債務者、保証人又は担保提供者から返済期日までの主要な融資先に係る対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。</p> <p>2. 本営業者は、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションに出資された出資金の2分の1未満の額をもって、本匿名組合員が選択した投資ポジションの主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権の取得を行うことができるものとし、本匿名組合員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。</p> <p>3.~11. (現行どおり)</p> <p>第9条の2 (任意運用型投資ポジションの特則)</p> <p>1. 「任意運用型投資ポジション」とは、本匿名組合において当社が営業者として、本匿名組合員に対し、<u>次の事項をあらかじめ説明することで出資を募り運用を行う出資対象事業の一部をいいます。</u></p> <p>(i) <u>主要な融資先に係る対象債権を特定せず本営業者が対象債権の取得及び処分をその裁量で任意に決定できる旨</u></p> <p>(ii) <u>対象債権の取得に係る方針</u></p>

改定前	改定後
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 前条第1項の規定にかかわらず、本営業者は、任意運用型投資ポジションの運用として、当該任意運用型投資ポジションの運用開始後速やかに、一又は複数の対象債権の取得を行います。また、本営業者は、いつでも、<u>その裁量により</u>、当該任意運用型投資ポジションの存続期間中、当該任意運用型投資ポジションの出資額の残余額をもって、他の一又は複数の対象債権の取得を行うことができるものとし、当該任意運用型投資ポジションに出資する本匿名組合員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとし、</p> <p>3.・4. (省 略)</p> <p>第13条 (利益及び損失)</p> <p>1.・2. (省 略)</p> <p>3. 本事業の損益は、本事業に関連する投資ポジション毎に、その出資金の額に応じて本匿名組合員に<u>分配される</u>ものとし、</p> <p>4.~9. (省 略)</p> <p>第16条 (会計及び報告)</p> <p>1.・2. (省 略)</p> <p>3. 本営業者は、各投資ポジションの存続期間の間、当該投資ポジションに係る前項の分配計算書を<u>毎月</u>作成するものとし、</p> <p>4. (省 略)</p> <p>第18条 (存続期間)</p> <p>1.・2. (現行どおり)</p> <p>3. 前項<u>ただし書き</u>の規定にかかわらず、選択された投資ポジションが任意運用型投資ポジションである場合、その存続期間が満了した時点において、当該任意運用型投資ポジションに属する一又は複数の対象債権の一部若しくは全部が残存する場合には、本営業者の裁量により、これが完済され、又は処分される日まで当該任意運用型投資ポジションの存続期間は延長されるものとし、</p> <p>第19条 (契約の終了)</p> <p>1. 本契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了するものとし、</p>	<p>(iii) <u>対象債権の取得に係る審査の基準（担保を設定する場合にはその受入基準、評価方法等を含みます。）</u></p> <p>(iv) <u>目標金額</u></p> <p>(v) <u>募集期間</u></p> <p>(vi) <u>運用予定期間</u></p> <p>(vii) <u>その他の要素</u></p> <p>2. 前条第1項の規定にかかわらず、本営業者は、任意運用型投資ポジションの運用として、当該任意運用型投資ポジションの運用開始後速やかに、<u>前項(ii)及び(iii)に従って</u>一又は複数の対象債権の取得を行います。また、本営業者は、いつでも、当該任意運用型投資ポジションの存続期間中、当該任意運用型投資ポジションの出資額の残余額をもって、<u>前項(ii)及び(iii)に従って</u>他の一又は複数の対象債権の取得を行うことができるものとし、当該任意運用型投資ポジションに出資する本匿名組合員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとし、</p> <p>3.・4. (現行どおり)</p> <p>第13条 (利益及び損失)</p> <p>1.・2. (現行どおり)</p> <p>3. 本事業の損益は、本事業に関連する投資ポジション毎に、その出資金の額に応じて本匿名組合員に<u>帰属する</u>ものとし、</p> <p>4.~9. (現行どおり)</p> <p>第16条 (会計及び報告)</p> <p>1.・2. (現行どおり)</p> <p>3. 本営業者は、各投資ポジションの存続期間の間、当該投資ポジションに係る前項の分配計算書を<u>決算期ごと</u>に作成するものとし、</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第18条 (存続期間)</p> <p>1.・2. (現行どおり)</p> <p>3. 前項<u>但書</u>の規定にかかわらず、選択された投資ポジションが任意運用型投資ポジションである場合、その存続期間が満了した時点において、当該任意運用型投資ポジションに属する一又は複数の対象債権の一部若しくは全部が残存する場合には、本営業者の裁量により、これが完済され、又は処分される日まで当該任意運用型投資ポジションの存続期間は延長されるものとし、</p> <p>第19条 (契約の終了)</p> <p>1. 本契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了するものとし、</p>

改定前	改定後
<p>いて本匿名組合員とは個別の本匿名組合員を指すものとし、各本匿名組合員は、他の本匿名組合員に生じた事情の影響を受けないものとします。</p> <p>(1)～(3) (省 略) (新 設)</p> <p>2. 以下のいずれかにあたる場合には、営業者又は本匿名組合員は、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間内にこれを是正すべき旨の書面等による催告をなしたにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されない場合。</p> <p>(2) 本営業者又は本匿名組合員につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、又は日本国内外におけるこれらに類する倒産手続開始についての申立があったとき、若しくは職権による開始があった場合。</p> <p>(3) 本営業者又は本匿名組合員が解散を決議し、又はその命令を受けた場合、その他清算手続に入った場合。</p> <p>(4) 本営業者又は本匿名組合員が取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合。</p> <p>(5) 本営業者又は本匿名組合員が支払不能、支払停止となった場合。</p> <p>(6) 本営業者又は本匿名組合員につき、仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てがなされた場合。</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(8) 本匿名組合員が所在不明となった場合。</p> <p>3. 前項までの規定にかかわらず、本匿名組合員が投資ポジションへ出資した価額（出資の一部又は全部が損失によって減少したときはその減少に相当する額を控除した残額をいいます。以下、本項において同様とします。）の返還を受けていない場合、又は分配金（投資ポジション毎）の全額の分配を受けていない場合には、本契約はその全額の返還又は分配がなされるまでの間、継続するものとします。ただし、本匿名組合員は、本口座からの出金又は届出事項の変更を除く一切の行為はできず、その全額の返還及び分配の完了をもって本契約は終了するものとします。</p> <p>4. (省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>いて本匿名組合員とは個別の本匿名組合員を指すものとし、各本匿名組合員は、他の本匿名組合員に生じた事情の影響を受けないものとします。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 第5条第2項第1文に反して融資先に直接接触した場合</u></p> <p>2. 以下のいずれかにあたる場合には、営業者又は本匿名組合員は、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間内にこれを是正すべき旨の書面等による催告をなしたにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されない場合</p> <p>(2) 本営業者又は本匿名組合員につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、又は日本国内外におけるこれらに類する倒産手続開始についての申立があったとき、若しくは職権による開始があった場合</p> <p>(3) 本営業者又は本匿名組合員が解散を決議し、又はその命令を受けた場合、その他清算手続に入った場合</p> <p>(4) 本営業者又は本匿名組合員が取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>(5) 本営業者又は本匿名組合員が支払不能、支払停止となった場合</p> <p>(6) 本営業者又は本匿名組合員につき、仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てがなされた場合</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 本匿名組合員が所在不明となった場合</p> <p>3. 前項までの規定にかかわらず、本匿名組合員が投資ポジションへ出資した価額（出資の一部又は全部が損失によって減少したときはその減少に相当する額を控除した残額をいいます。以下、本項において同様とします。）の返還を受けていない場合、又は分配金（投資ポジション毎）の全額の分配を受けていない場合には、本契約はその全額の返還又は分配がなされるまでの間、継続するものとします。<u>この場合</u>、本匿名組合員は、本口座からの出金又は届出事項の変更を除く一切の行為はできず、その全額の返還及び分配の完了をもって本契約は終了するものとします。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p><u>5. 前2項の規定にかかわらず、第1項第4号にあたる場合、本営業者は、出資金の返還若しくは分配金（投資ポジション毎）の分配の一部又は全部を行わないことがあります。</u></p> <p>6. 第1項第4号にあたる場合であって本営業者又は日本</p>

改定前	改定後
<p>5. 商法第 540 条第 1 項又は第 2 項に基づく本契約の解除はできないものとします。</p>	<p><u>クラウド証券に損害が生じた場合、本匿名組合員はかかる損害を賠償する責任を負うものとします。この場合、本営業者は、その損害の賠償について第 4 条の方法によらないことができるものとします。</u></p> <p>7. 商法第 540 条第 1 項又は第 2 項に基づく本契約の解除はできないものとします。</p>

以上